

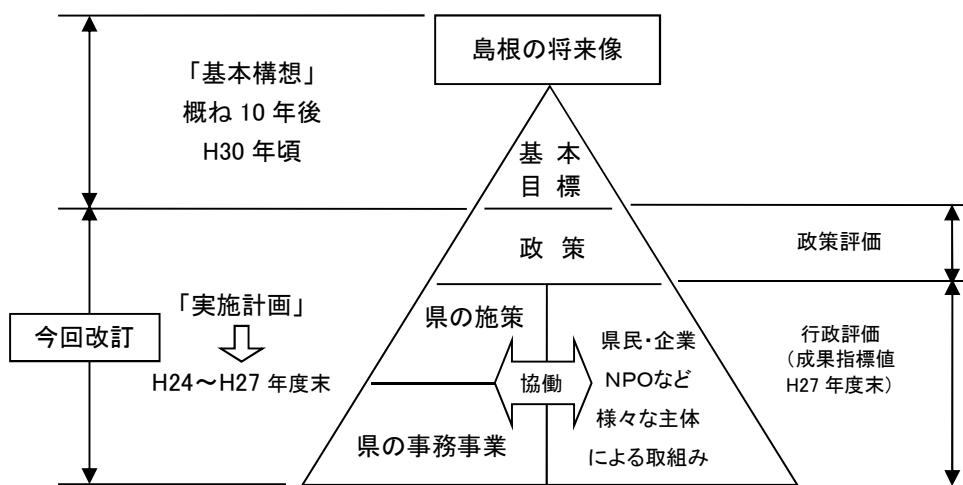
「島根総合発展計画」 第3次実施計画の策定について

1. 計画策定の趣旨

平成20年3月に策定した「島根総合発展計画」は、概ね10年後の将来像を示した「基本構想」と平成27年度末を目標年次とした「第2次実施計画」で構成している。

今年度末に「第2次実施計画」の計画期間が終了することから、今般の社会情勢の変化や県政の課題を踏まえるとともに、幅広く県民の意見を聴取し、「第3次実施計画」を今年度内を目標に策定する。

2. 現行計画の構成と計画年次



3. 第3次実施計画の策定方針

- ・社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて、政策の枠組み、成果指標等について見直しを行う。
- ・計画期間：平成28～平成31年度（4年間）
- ・なお、実施計画の基本構成は、現計画と同じとする。

<参考>

- 1) 政策・・・基本目標の実現を目的とした行政活動の方向を示すもの
- 2) 施策・・・政策を実現するための具体的方策
- 3) 事務事業・・・施策を実現するための手段

4. 計画策定への県民参画

実施計画の改訂にあたっては、県民の意見を反映させ、県民、企業、NPO等との協働を推進していくため、議論への参加を促すとともに、広く意見聴取を行う。

- ・パブリックコメント
- ・地域広聴会

5. 策定スケジュール（案）

- ・12月21日： 第1回審議会・・・諮問、「第3次実施計画（素案）」
- ・12月23日～： パブリックコメント
- ・1月中下旬： 地域広聴会
- ・2月中旬： 第2回審議会・・・「第3次実施計画（案）」
- ・3月中下旬： 第3回審議会・・・答申
： 「第3次実施計画」決定、公表

島根総合発展計画とは…

島根の可能性と活力を最大限に引き出し、全体が連携し調和を図りながら総合的な発展を目指す計画です。

県の行政運営の方針としてだけでなく、広く県民の皆様が目標を共有できる計画

島根の将来像

『豊かな自然、文化、歴史の中で、県民誰もが誇りと自信を持てる、活力ある島根』

目指すべき将来像に向けて県民の総力を結集して取り組む3つの基本目標

基本目標Ⅰ 活力あるしまね	基本目標Ⅱ 安心して暮らせるしまね	基本目標Ⅲ 心豊かなしまね
活発な産業活動が展開され、若者が活き活きと働き、国内外から多くの人が訪れる、活力ある社会を目指します。	県民誰もが、生涯にわたり安心して生活を送ることができる社会を目指します。	地域を愛し、次代を担う心豊かな人材を育成するとともに、県民が心豊かで生きがいのある人生を実感できる社会を目指します。

【計画の構成と期間】

基本構想と実施計画の2層構成

基 本 構 想：平成20～概ね平成30年頃

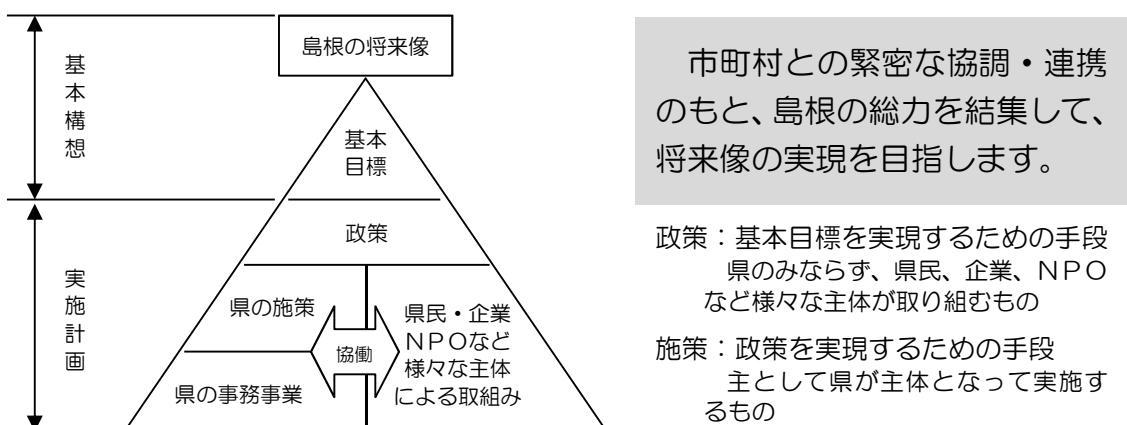
実 施 計 画

(第1次)：平成20～平成23年度(4年間)

(第2次)：平成24～平成27年度(4年間)

(第3次)：平成28～平成31年度(4年間)

【島根総合発展計画のイメージ図】



第2次実施計画の体系

～ 基本目標：3本 一 政策：15本 一 施策：66本 ～

基本目標Ⅰ・活力あるしまね	
1. ものづくり・IT産業の振興	3. 医療の確保 1.医療機能の確保 2.県立病院における良質な医療提供 3.医療従事者の養成・確保
1.県内企業の経営・技術革新の支援 2.ソフト系IT産業の振興 3.新産業・新事業の創出 4.企業誘致の推進	4. 子育て支援の充実 1.子育て環境の充実 2.子育て福祉の充実 3.母子保健の推進
2. 自然が育む資源を活かした産業の振興 1.売れる農林水產品・加工品づくり 2.県産品の販路開拓・拡大の支援 3.農林水産業の担い手の育成・確保	5. 生活基盤の維持・確保 1.道路網の整備と維持管理 2.地域生活交通の確保 3.地域情報化の推進 4.都市・農山漁村空間の保全・整備 5.居住環境づくり 6.地域コミュニティの維持・再生
3. 観光の振興 1.地域資源を活用した観光地づくりの推進 2.情報発信等誘客宣伝活動の強化	基本目標Ⅲ・心豊かなしまね
4. 中小企業の振興 1.特色ある技術・材料を活かした取組みの促進 2.経営安定化の支援 3.商業の振興	1. 教育の充実 1.学校・家庭・地域の連携協力による教育の充実 2.発達段階に応じた教育の振興 3.青少年の健全な育成の推進 4.高等教育の充実
5. 雇用・定住の促進 1.産業人材の育成 2.雇用・就業の促進 3.就業環境の整備 4.U・Iターンの促進	2. 多彩な県民活動の推進 1.生涯を通じた学習と社会貢献活動の推進 2.スポーツの振興 3.文化芸術の振興
6. 産業基盤の維持・整備 1.高速道路網の整備 2.航空路線の維持・充実 3.空港・港湾の維持・整備	3. 人権の尊重と相互理解の推進 1.人権施策の推進 2.男女共同参画の推進 3.国際化と多文化共生の推進
基本目標Ⅱ・安心して暮らせるしまね	4. 自然環境、文化・歴史の保全と活用 1.多様な自然の保全 2.自然とのふれあいの推進 3.景観の保全と創造 4.文化財の保存・継承と活用 5.環境保全の推進 6.再生可能エネルギーの利活用の推進
1. 安全対策の推進 1.危機管理体制の充実・強化 2.消防防災対策の推進 3.原子力安全・防災対策の充実・強化 4.治安対策の推進 5.交通安全対策の推進 6.消費者対策の推進 7.災害に強い県土づくり 8.食の安全の確保	計画の推進に向けた県の基本姿勢
2. 健康づくりと福祉の充実 1.健康づくりの推進 2.地域福祉の推進 3.高齢者福祉の推進 4.障がい者の自立支援 5.生活衛生の充実 6.生活援護の確保	1.県民の総力を結集できる行政の推進 2.市町村との更なる連携による行政の推進 3.財政健全化に向けた改革の推進 4.迅速に活動できる組織の運営 5.政策推進システムの充実